

## 静岡県高等学校文化連盟表彰規程（内規）

- 1 この内規は、表彰規程第5条第1号の功労者表彰に関して必要な事項を定める。
- 2 受賞候補者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、受賞者は「高文連年報」にその名を記録してその功績を称え、かつ感謝状を授与する。
  - (1) 当該専門部に関する部活動において生徒を指導し、その成果が顕著な者。ただし、再表彰はしない。

なお、顕著な成果とは次のとおりとする。

    - ア 表彰規程第5条（2）ア（ア）における別表1に定める成果
    - イ 表彰規程第5条（2）ア（イ）における別表1に定める内容と同等以上の成果
  - (2) 当該専門部に関する部活動において通算10年以上生徒を指導した者。ただし、再表彰はしない。
  - (3) 静岡県高等学校文化連盟専門部会長を通算3年以上又は専門部長を通算5年以上務めた者。ただし、それぞれ1回のみの表彰とする。

なお、静岡県高等学校文化連盟会長及び事務局長は対象外とする。

附 則 この内規は平成28年4月1日から施行する。